

「中国木構造基準改定参加運営基金」の募集を開始いたしました

1. 国産材輸出の必要性

国産材の需要拡大は、地域経済を活性化する上で不可欠で、地球環境保全や持続可能な社会の構築からも重要です。

政府の「森林・林業再生プラン」等における 10 年後の木材自給率 50%達成に向けた検討の中でも「国外のマーケットへ製品としての木材を供給することも推進すべき」と提言されています（10 年後の 2020 年には製材・合板を丸太換算で 35 万 m³ 輸出との試算）。

2. 輸出促進上の阻害因子

しかしながら、国産材の最大輸出相手国である中国の木構造設計規範（日本の建築基準法等に相当）において、日本のスギ、ヒノキ、カラマツ等の国産材は、一般構造用製材として利用可能な樹種として記載されておらず、輸出促進上の大変な阻害因子の一つとなっています。

3. 中国での木構造設計規範の改定と協議書締結

現在、中国では「木構造設計規範」の改定作業が国家標準管理委員会で進められています（2009 年から 2012 年までの予定）。

このたび、当協議会と規範改定委員会との間で以下のようないい内容の「中国「木構造設計規範」における日本木材の利用等検討についての協力に関する協議書」が締結されました。

- ①改定委員会への当協議会の参加及び規範改定会議への当協議会が派遣する専門家の受け入れ
- ②規範における日本産木材の利用同等性を確立する上で必要な提案、技術資料の提出等

中国「木構造設計規範」において日本産木材の利用同等性が確立されたあつきには、中国への木材輸出におけるネックの一つが解消され、日本産木材の認知度、信頼性も高まり、中国への国産材輸出が更に拡大することが期待されます。

4. 御支援のお願い

2010 年 11 月 08 日に中国成都市で開催された改定委員会に、当協議会から専門家 3 名を派遣し、改定作業に参加しました。当該事案への対応につきましては、国等の御指導・御支援もいただきながら進めて参りますが、民間に

おきましても改定委員会開催の分担金等に充てるための、「中国木構造改定委員会参加運営基金」を設立して活動いたしておりますので皆様の御支援をお願いいたします。

また、「基金の設立趣意書」、「規約」、「募金のしおり」及び「募金の申込書」を御案内しますので皆様方の御支援・御協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

日本木材輸出振興協議会
会長 安藤 直人

基金についてのお問い合わせ先

日本木材輸出振興協議会
事務局 趙・杉山・玉本・小合
〒112-0004 文京区後楽1丁目7番12号林友ビル2階
TEL 03-5844-6275 FAX 03-3816-5062
URL <http://www.j-wood.org/>

中国木構造基準改定参加運営基金の設立趣旨書

国産材の需要拡大は、地域経済を活性化する上で不可欠であり、地球環境の保全や持続可能な社会の構築の観点からも重要です。

一方、国産材及びこれを利用した木造住宅は、健康的、快適的、エコ的なものとして世界的に注目を集めています。

このような状況の中、自治体や事業者は、国産材の輸出に取組みを始めておりますが、海外の文化、消費嗜好、商慣習の違いなどのハードルがあります。

特に、市場規制、製品・技術規格、検疫等、個別事業者レベルでは対応しきれない大きな課題も多くあります。

とりわけ、国産材輸出にとって、最大の輸出先国の中の木構造設計規範においては、日本のスギ、ヒノキ等の国産材は、基本的には、一般構造材（ムク材）としては利用できることとなっており、輸出促進上の大きな阻害因子となっております。

中国においては、今年度から、木構造設計規範の改定がなされており、中国以外の国の木材産業団体等も当該改定委員会に参加することも可能であることから、このまたとないチャンスを生かし、中国木構造設計基準改定委員会に日本側も参加し、中国への日本産木材輸出上の最大の課題である上記の問題等を含め提言し、日本産木材利用の実現化を図って参りたいと存じます。

つきましては、このような状況に鑑み、上記の基準改定委員会に参加し、中国での日本産木材利用の実現を図るための活動経費（同委員会運営分担金等の資金）として、中国木構造基準改定参加運営基金を設立し、広く民間の団体や企業並びに個人の皆様からのご好意をお受けして基金を造成し、日本産木材を構造材として利用できるように中国木材・木造建築基準における日本木材の利用同等性を実現して参りたいと存じます。

当基金は、上記の日本木材の利用同等性実現のほか、今後、海外での日本の木材、木造建築並びに木材利用技術の市場アクセス促進に寄与する取り組み、海外の基準における日本木材の利用に係る内外調査・研究、研究者・技術者の国際交流及び講演会の開催等を通した情報交換などの活動も行います。

このような趣旨にご理解とご賛同を賜り、特段のご支援を賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

平成22年4月12日

「中国木構造基準改定参加運営基金」規約

(2010.4.12)

第1条（名称と事務局）

本基金は「中国木構造基準改定参加運営基金」と称し、事務局を日本木材輸出振興協議会内（東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル）に置き、事務は同協議会が司る。

第2条（目的）

本基金は、中国の木構造設計規範における日本産木材の利用同等性の実現を図ること並びに中国を始め海外における日本の木材、木質材料及び木造建築の利用推進及び輸出促進を図り、海外における日本の木材及び木材利用技術に対する正しい理解と発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本基金は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 中国の木構造設計規範における日本産木材の利用同等性の実現。

中国の木構造設計規範における日本産木材の利用同等性の実現を図るため、中国木構造設計規範改定委員会への日本産木材の利用に係る提言案の検討・策定を行うための中木造住宅部材利用同等性に関する検討会（仮称）の運営並びに同委員会への日本側委員の派遣及び同委員会参加の運営分担金の拠出を行う。

(2) 規格や技術の協力促進

海外における日本の木材及び木材利用技術の市場アクセス促進に寄与する規格や技術の協力促進活動や調査・研究を行う。

(3) 国際交流、情報交換

海外との研究者・技術者の交流、関係研究会、講演会等の開催、意見や情報の交換等の輸出環境整備促進活動を行う。

(4) その他、本基金の目的達成に必要な事業を行う。

第4条（拠出金等）

(1) 本基金の目的を達成するため、本基金の趣旨に賛同する企業・団体及び個人からの拠出金を受け、基金を造成することとする。

本基金及び本基金に係る拠出金、その他の本運営基金に関連して生じる収入は、すべて本基金の目的を達成するために使用しなければならない。

(2) 基金の当面目標額は総計1,000万円とする。

第5条（拠出金額）

1口当たりの拠出金額は下記の通り定める。

企業・団体 1口 50,000円

個人 1口 10,000円

第6条（基金の運営及び管理）

- (1) 本基金の予算計画は、日本木材輸出振興協議会の総会の承認を経て同理事会がこれを執行する。
- (2) 本基金の会計は特別会計を設置して経理するものとし、事務局はその処理状況を同理事会に報告するものとする。
- (3) 同理事会は、年度末に決算報告を総会に提出し、承認を得るものとする。

第7条（会計年度）

本基金の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第8条（規約の改廃）

本規約は、同理事会において出席理事の2/3以上の同意を得て改廃することができる。

第9条（細則）

本規約施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

第10条（付則）

- (1) 本規約は、2010年4月12日より実施する。

「中国木構造基準改定参加運営基金」 募金のしおり

(1) 募金の目的

本基金は、国産材輸出にとって、今後、最大の輸出先国として期待されている中国の木構造設計規範に日本のスギ、ヒノキ等の国産材が利用できるようするために、中国の木構造設計規範における日本産木材の利用同等性の実現を図るとともに、併せて、中国を始め海外における日本の木材、木質材料及び木造建築の利用推進及び輸出促進を図り、海外における日本の木材及び木材利用技術に対する正しい理解と発展に寄与することを目的とします。

(2) 必要な目標とする当面の基金（募金）の額（2年間で）

総額 1, 000万円とします。

(内訳)

ア 「日中木造住宅部材利用同等性に関する検討会」(仮称) 開催経費	200万円
イ 中国木構造設計規範改定委員会の運営分担金（3年間）	500万円
ウ 同改定委員会への専門家等の派遣その他必要経費	300万円

(3) 御協力を御願いする金額

- ・企業団体：一口 5万円 ・個人：一口 1万円
(なにとぞ複数口での御協力を御願いいたします。)

(4) 募金の対象者

中国の木構造設計規範における日本産木材の利用同等性の実現等という本基金の趣旨に賛同される団体、企業及び個人にお願いしております。

(5) 募金の方法

ア 募金申込書

別添の「中国木構造基準改定参加運営基金募金申込書」にご記入いただき、FAX (03-3816-5062) によりご送付をお願いいたします。

イ 送金の方法

① 郵便局窓口からの場合

振手数料無料の振込取扱票を送付致しますのでご連絡ください。

② 銀行からの場合

次の口座に振り込みをお願いいたします。

なお、振込み手数料については、大変恐縮ですが、振込者で、ご負担をお願いいたします。

金融機関名 三菱東京 UFJ 銀行 春日町支店

口座番号 普通 0155979

名義人 日本木材輸出振興協議会

(6) 投金者の特典

- ア 「日中木造住宅部材利用同等性に関する検討会」への意見提出
- イ 国産材等輸出に関する情報の提供、相談、助言等の各種サポート
 - 現地での優良住宅部品や推奨商品等の認証・認定申請等の相談、助言
 - 現地業界団体、行政・研究機関等の紹介、アドバイス
 - 海外関連情報の提供
- ウ 「中国木構造設計規範改定関連情報を含む「基金ニュース」(メールング)の提供
- エ 関連セミナー・講習会・報告会等への優先参加（参加費無料）
- オ 「木材情報」(企業・団体のみ)、「ニュースレター」の無料配布

基 金 発 起 人 名 簿

2010.7.12現在

(順不同)

- 飯塚 昌男 ((社)日本林業協会会長)
林 正博 (全国森林組合連合会会長)
吉条 良明 ((社)全国木材組合連合会副会長)
井上 篤博 (日本合板工業組合連合会会長)
久我 洋一 (日本木材青壯年団体連合会会長)
伊藤 威彦 ((財)日本木材総合情報センター理事長)
日比野義光 (日本フローリング工業会専務理事)
荒谷明日兒 ((財)林業経済研究所所長)
安藤 直人 (東京大学大学院教授 日本木材輸出振興協議会会長)
有馬 孝禮 (東京大学名誉教授 宮崎県木材利用技術センター所長)
飯村 豊 (宮崎県木材利用技術センター副所長)
岡野 健 (東京大学名誉教授 木材・合板博物館 館長)
板東 和生 (宮崎県森林組合連合会会長)
遠藤 日雄 (鹿児島大学農学部教授 NPO活木活木森ネットワーク理事長)
井上 雅文 (東京大学アジア生物資源研究センター准教授)
谷田貝光克 (秋田県立大学木材高度加工研究所所長 教授)
中村 昇 (秋田県立大学木材高度加工研究所教授)
中島 紀干 ((株)中島工務店代表取締役)
青木慶一郎 (ジャパン建材(株)専務取締役)
久津輪光一 (池見林産工業 (株) 専務取締役)
中川 清郎 ((社)日本林業協会前専務理事)
斎藤 敏 (日本集成材工業協同組合理事長)
西村 勝美 (木構造振興 (株) 代表取締役)
杉田 理之 (ナイス (株) 取締役執行役員資材事業本部長)

別添

F A X 送 信

日本木材輸出振興協議会

担当者 殿

FAX 03-3816-5062

平成 22 年 月 日

中国木構造基準改定参加運営基金募金申込書

中国木構造基準改定参加運営基金の趣旨に賛同し、次のとおり、募金を申込みます。

募 金 者 氏 名	会 社 名			
	代 表 者 名			
	担 当 者 名			
	担当者 所属・職名			
	氏 名 (個人の場合)			
募 金 者 住 所 等	住 所			
	電 話			
	(F A X)			
	E-mail			
募金 口数・金額 (法人、個人のいずれかを囲んで下さい。)	法 人	口	金	円
	個 人	口	金	円
(連絡事項)				

日本木材輸出振興協議会 事務局 (担当: 玉本・杉山)

TEL 03-5844-6275 FAX 03-3816-5062

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 2

階 <http://www.j-wood.org/>